

## 特定同一世帯所属者の保険料軽減措置の恒久化に伴う規定の整備について

## 1 改正理由

平成25年1月29日「平成25年度税制改正の大綱」が閣議決定されたことに伴い、保険料軽減判定に用いている「特定同一世帯所属者」の適用期間5年間（平成20年4月1日から平成25年3月31日まで）が恒久化されることになったことにより、規定を改める必要が生じたため。

なお、政令等改正は年度末に公布される予定であるため、区条例第19条の2の改正は、改正政令等が公布された後行う。  
（国民健康保険施行令第29条の7・新宿区国民健康保険条例第19条の2）

## 2 改正内容

現在、国民健康保険料の均等割額軽減判定の際に、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した被保険者（「特定同一世帯所属者」）の所得及び人数も含めて国民健康保険料の軽減所得の判定を行い、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより国民健康保険の被保険者が減少しても、5年間（平成20年4月1日から平成25年3月31日まで）、従前と同様の軽減措置を受けることができる措置について、期限を切らない恒久措置とする。

## 3 均等割軽減判定基準例

## 【20年3月まで】

## (1) 5割を減額

33万円 + (24.5万円 × 世帯主以外の被保険者数)

## (2) 2割を減額

33万円 + (35万円 × 世帯に属する被保険者数)

## 【現行制度（24年度まで）】

## (1) 5割を減額

33万円 + (24.5万円 × 世帯主以外の被保険者数と 世帯主以外の特定同一世帯所属者数の合算数)

## (2) 2割を減額

33万円 + (35万円 × 世帯主を含む被保険者数と 世帯に属する特定同一世帯所属者数の合算数)

恒久化

恒久化

## 4 改正条例（案）

## 新宿区国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）新旧対照表

改正（案）	現行
（保険料の減額） 第19条の2（略） (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）	（保険料の減額） 第19条の2（略） (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）

## 5 施行予定期日

平成25年4月1日